

平成31年度 南部保健所行動計画

I-① 健康寿命日本一に向けた取組～健康づくりの推進～

- ◆健康づくり関係者と協働し、青壮年期の健康づくり及び生活習慣病予防を推進します。
- ◆健康無関心層への働きかけ及び自然と健康的に生活できる社会環境の整備を図ります。

I-② 健康寿命日本一に向けた取組～地域包括ケアシステム構築を目指した在宅医療・介護の連携～

- ◆多職種連携強化及び医療・介護ケアの質の向上を図り、地域包括ケアシステムを推進します。
- ◆佐伯市と協働し、在宅医療・介護連携体制の整備を推進します。
- ◆将来を見据えた適正な医療機能のあり方を検討し、地域の医療関係者等と認識の共有を図ります。

II-① 健康危機管理の拠点としての機能の充実～平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実

- ◆健康危機管理連絡会を通じて管内各関係機関との連絡を図るとともに、感染症や食中毒をはじめとした健康危機管理訓練の実施により、健康被害発生時及び災害発生時等の迅速かつ適切な対応を図ります。
- ◆ホームページ等を活用し、適時感染症などの健康危機管理情報を地域住民や社会福祉施設関係者等へ提供します。
- ◆消毒インストラクターフォローアップ講習会や食中毒予防啓発講習の開催等を通じて、社会福祉施設関係者等へ感染症予防や食中毒防止の周知を図ります。

II-② 健康危機管理の拠点としての機能の充実～大規模イベントにおける食品衛生対策(営業施設の指導等)の推進～

- ◆大規模イベントでの食中毒防止を図ります。
- ◆中小事業者へのHACCPに沿った衛生管理の導入指導により、地元特産品の安全確保を図ります。
- ◆食物アレルギー対策について、飲食店等への周知により、食の安全確保を図ります。

III おおいたうつくし作戦の推進

- ◆環境教育アドバイザーの派遣等による環境教育を推進します。
- ◆立入検査計画に基づく事業場監視や浄化槽講習会実施等による排水対策を推進します。
- ◆廃棄物の不法投棄・不適切処理対策を推進します。

I-① 健康寿命日本一に向けた取組～健康づくりの推進～

現状と課題

平成26年度から、関係機関と協力して働き盛り世代の健康づくり対策への取組を進めており、健康経営事業所の登録数は増加している。しかし、事業所単位の取組には、温度差がみられ、事業所へのアプローチのさらなる強化が必要である。

また、平成28年度県民健康意識行動調査において、がん検診を「受けた」と回答した割合が県内他市町村と比較して低かったため、平成29年度から佐伯市や関係機関と協働し、働き盛り世代に焦点をあて女性のがん検診受診率向上対策に取り組んでいる。

平成31年度は、健康経営事業所のがん検診の体制やニーズを把握し、各事業所の特性にあわせた受診しやすい環境整備への取組を後押しし、働き盛り世代のがん検診受診のきっかけづくりと継続受診の促進を図る。

また、国保運営に関する全県的な運営方針に沿って、データヘルス計画に基づく効果的な保健事業を推進するためにも、保険者（佐伯市）への支援が必要である。

保健所が実施すべき対策

1 働き盛り世代の健康づくり対策の実施

- (1) 管内中小企業への健康づくりの支援
 - ①未登録事業所対策
 - ②登録事業所対策
 - ③認定事業所対策
- (2) 地域職域連携会議の開催
- (3) 健康経営事業所応援セミナーの開催

2 地域の健康課題に応じた対策の推進

- (1) 地域の健康課題対策推進事業の実施
がん検診受診のきっかけづくりと継続受診の促進
- (2) 総合的な自殺対策の推進及び市自殺対策計画策定支援

3 健康を支援する環境の整備

- (1) 健康応援団登録（食の環境整備部門）
- (2) うま塩メニュー提供店の拡大、広報・活用推進
- (3) 受動喫煙対策に関する広報・啓発の推進

4 保険者の保健事業の推進

- (1) KDBデータや保健所蓄積データ等を活用した総合的支援
- (2) 糖尿病性腎症重症化予防に向けた圏域内体制整備支援

目標指標

1 働き盛り世代の健康づくり対策の実施

- (1) 健康経営事業所登録数の増加 114か所 ⇒ 120か所
- (2) 認定事業所数の増加 37か所 ⇒ 38か所
- (3) 健康経営事業所応援セミナー参加事業所数の増加 26か所 ⇒ 30か所

2 地域の健康課題に応じた対策の推進

- (1) 健康経営事業所への検診車によるがん検診の実施支援（年6回）
- (2) 健康講話等の実施（健康経営事業所10か所）
- (3) 全健康経営登録事業所へのがん検診意向調査（年1回）
- (4) がん検診未受診者の特性に応じた普及啓発（適時）
- (5) 佐伯市自殺対策連絡協議会への参画（年1回）
- (6) 佐伯市自殺対策計画の年度内策定への支援

3 健康を支援する環境の整備

- (1) 健康応援団（食の環境整備部門）登録事業所の増加
新規登録事業所プラス1
- (2) うま塩メニュー提供店数の増加
新規登録事業所プラス1
- (3) 受動喫煙対策に関する広報・啓発（随時）

4 保険者の保健事業の推進

- (1) 保健事業連絡会の開催・データ提供（年1回）
- (2) 佐伯市糖尿病性腎症重症化予防連携会議への参画（年2回）

I-② 健康寿命日本一に向けた取組～地域包括ケアシステム構築を目指した在宅医療・介護の連携～

現状と課題

佐伯市の高齢化率は39.5%※1であり、将来推計※2ではこの割合が高くなっていくことが予想されており、2025年には42.8%、2040年には46.1%とおおよそ2人に1人が高齢者になる見込みである。

さらに、医師不足の問題が顕在化する中、難病や小児慢性特定疾病等の患者においても在宅での療養を希望する者も年々増えてきている。

このような状況を踏まえ、地域の医療体制のあり方を検証するとともに、全世代型の地域包括ケアシステムの構築のため、地域の中で医療と介護サービスが一体的に提供されるよう、医療・介護連携のさらなる推進が必要である。

南部保健所管内では、平成25年度から佐伯市医師会・佐伯市薬剤師会・佐伯市等と協働して在宅医療・介護連携体制の整備に取り組んでおり、平成27年度からは、佐伯市が中心となった「在宅医療・介護連携推進事業」が効率的・効果的に実施できるよう支援を行っている。

ひきつづき、関係機関と将来を見据えた適正な医療機能のあり方を検討し、認識の共有を図るとともに、多職種の連携強化及び医療・介護ケアの質の向上を推進していく。

保健所が実施すべき対策

1 多職種の資質向上と連携強化の推進

- (1) 病院・診療所・訪問看護・介護施設の看護職員連携会議の開催及び研修の実施
- (2) 障がいや疾病に係る検討会議・研修会の開催
 - ① 難病対策地域協議会の開催
 - ② 小児慢性特定疾病児の自立支援検討会の開催
 - ③ 精神障がい者地域移行支援に係る会議・研修会の開催

2 在宅医療・介護連携の推進及び人材育成等佐伯市への支援

- (1) 高齢者にやさしい地域づくり協議会への参画
- (2) 在宅医療・介護連携推進事業への支援
- (3) 介護予防に係る人材育成への支援

3 地域医療構想調整会議の開催

- (1) 地域医療の現状と今後の課題への認識の共有

4 医薬品の適正使用・薬剤師の在宅訪問に関する啓発

- (1) お薬健康相談会の開催

目標指標

1 多職種の資質向上と連携強化の推進

- (1) 介護予防圏域検討会の開催（年1回）
- (2) 佐伯地域看護ネットワーク推進会議（年7回）
- (3) 介護施設・医療機関等連携推進会議（年1回）
- (4) 医療機関と在宅を結ぶ看護職相互交流研修（年1回、参加者30人）
- (5) 難病対策地域協議会（年1回）
- (6) 小児慢性特定疾病児の自立支援検討会（年1回）
- (7) 精神障がい者地域移行支援に係る代表者会議・実務者研修会（各1回）

2 在宅医療・介護連携の推進及び人材育成への支援

- (1) 高齢者にやさしい地域づくり協議会への参画
（本協議会（年2回）、在宅医療・介護連携部会（年4回）、認知症部会（年4回））
- (2) 介護予防従事者を対象とした研修の企画・立案への支援（年2回）

3 地域医療構想調整会議の開催

- (1) 管内の医療機関関係者等を参集して実施（年2回）

4 医薬品の適正使用・薬剤師の在宅訪問に関する啓発

- (1) お薬健康相談会の開催（年5回）

※1 県統計調査課「大分県の人口推計（平成30年10月1日現在）」

※2 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」

Ⅱ－① 健康危機管理の拠点としての機能の充実～平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実

現状と課題

インフルエンザ、麻しん・風しん等の感染症や食中毒などは、集団発生に至る可能性が高く健康被害を広範囲に及ぼす。また、近年新型インフルエンザなどの新興・再興感染症の発生も懸念されている。

保健所は健康危機管理の拠点として、平常時から種々の健康危機管理事案の発生に備え、関係機関をはじめ、佐伯市、佐伯市医師会などとの相互の協力体制を確立し、予防対策や事案発生時における迅速かつ適切な対応により健康被害の拡大防止を図る必要がある。

また、南部地域は、南海トラフ巨大地震による津波浸水被害が予測される地域であり、災害時における地域の医療・保健機能の維持を図るため、県・市の災害対策本部と連携し各種訓練の実施など万全の方策を講じる必要がある。

保健所が実施すべき対策

1 健康危機管理体制の充実

- (1) 健康危機管理連絡会議の開催
- (2) 健康危機管理情報の提供（ホームページ等）

2 健康危機管理訓練の実施

- (1) 新型インフルエンザ患者対応訓練
- (2) 南部保健所アクションカードを用いた行動訓練（EMIS※1 入力訓練・衛星携帯電話通話訓練・避難訓練等）
- (3) 南海トラフ巨大地震等を想定した関係機関との合同訓練

3 平時の感染防止対策の強化

- (1) 消毒インストラクター※2フォローアップ講習会の開催
- (2) 社会福祉施設の概要把握

4 食品による健康被害防止対策の実施

- (1) 食中毒予防啓発講習の実施

目標指標

1 健康危機管理体制の充実

- (1) 健康危機管理連絡会議（年1回以上）
- (2) 健康危機管理情報の提供
 - ①あなたの街の感染症情報のホームページ掲載（毎週）
 - ②各種情報媒体を用いた注意喚起（適時）

2 健康危機管理訓練の実施

- 各訓練を年1回以上実施

3 平時の感染防止対策の強化

- (1) 消毒インストラクターフォローアップ講習会（年1回）
- (2) 施設概要調査票（フェイスシート）による状況把握



4 食品による健康被害防止対策の実施

- (1) 食中毒予防啓発講習（ノロウイルス対策等）の実施
 - ①出前講座（適時）
 - ②食品衛生講習（年6回）

※1 広域災害救急医療情報システムのこと。災害時に被災した都道府県を越えて、医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供する。

※2 消毒等に関する専門的な知識及び技術を有する社会福祉施設等の職員。保健所での講習受講後に、筆記試験、実技試験に合格した者を消毒インストラクターとして認定している。

II-② 健康危機管理の拠点としての機能の充実

～大規模イベントにおける食品衛生対策(営業施設の指導等)の推進～

現状と課題

10月2日から10月20日の期間、当県においてもラグビーワールドカップの試合が開催されることに伴い、国内外から多数の関係者や旅行者が来県し、飲食店や宿泊施設、入浴施設等の利用者増加が見込まれるとともに、地元食材等を使用した食品の提供イベントの開催等も見込まれる。

また、平成30年6月に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、原則としてすべての食品等事業者に対し、食の安全性確保に有効な手法であるHACCPに沿った衛生管理^{※1}の導入が制度化された。大分県においても、とくに中小事業者への周知・導入指導に努めているところであり、平成30年度には、管内でも菓子製造業者をモデル施設として導入支援を実施した。

そこで、食品提供による食中毒事故の防止のため、旅館・ホテルのほか、とくに地元特産品を製造する中小事業者へ、HACCPに沿った衛生管理の導入や食物アレルギー食中毒対策の周知徹底を図る必要がある。

保健所が実施すべき対策

1 食中毒防止対策

(1) 旅館・ホテル等飲食店での食中毒防止対策

2 HACCP導入の推進

(1) 飲食店等へのHACCP導入指導

(2) 中小規模特産品製造業者へのHACCP導入指導

3 食物アレルギー対策

(1) 飲食店等への食物アレルギー対策指導

目標指標

1 食中毒防止対策

(1) 旅館・ホテル等旅行者が多く利用する営業施設の指導
講習会 1回、指導回数 2回

2 HACCP導入の推進

(1) 飲食店等へのHACCP導入指導
講習会 5回、指導回数 5回

(2) 地元特産品製造業者の指導
講習会 2回、指導回数 5回

3 食物アレルギー対策

(1) 飲食店等への食物アレルギー対策
食物アレルギーに関する指導施設数 100施設

※1：HACCPに沿った衛生管理は、最終食品の検査によって食品の安全性を確保しようとする管理法ではなく、危害分析(HA)に基づき、重点的に管理すべき工程を重要管理点(CCP)として定め、その工程を連続的に管理することにより、製品ひとつひとつの安全性・品質を確保する手法のこと。

Ⅲ おおいたうつくし作戦の推進

現状と課題

大分県の美しい自然と快適な環境を守り将来に継承するため、平成15年度から「ごみゼロおおいた作戦」を展開してきたが、参加者数の伸び悩みや高齢化などにより、活動が縮小傾向になってきた。そのため、平成28年度からは「ごみゼロおおいた作戦」をステップアップさせた「おおいたうつくし作戦」を展開しており、地域活性化（まちづくり）の視点を盛り込むことで若い世代を巻き込むなど、裾野拡大と担い手の確保を図り、県民総参加の取組にしていく必要がある。

また、番匠川をはじめとする管内の豊かな水環境保全のため、適正な流入排水対策が求められることから、事業場排水監視や生活排水処理施設である浄化槽の適正使用の推進に取り組む必要がある。

あわせて、管内での産業廃棄物の不法投棄などの不適正処理は、平成30年度は5件（平成28年度14件、平成29年度9件）と依然後を絶たないことから、関係行政機関と連携して不法投棄・不適正処理対策を強化する必要がある。

保健所が実施すべき対策

- 1 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり
 - (1) 環境教育アドバイザーの派遣等による環境教育の推進
- 2 豊かな水環境保全の推進
 - (1) 事業場立入検査計画に基づく監視指導の実施
 - (2) 生活排水対策の推進
 - ① 浄化槽法定検査未受検者への指導の実施
 - ② 浄化槽管理者講習会の開催
- 3 廃棄物の不法投棄・不適正処理対策の推進
 - (1) 関係行政機関で構成された南部地区廃棄物不法処理防止連絡協議会の開催

目標指標

- 1 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり
 - (1) 環境教育アドバイザーの派遣（年5回、参加者数150名）
- 2 豊かな水環境保全の推進
 - (1) 事業場立入検査計画に対する監視指導率（100%）
 - (2) 浄化槽管理者への指導・啓発
 - ① 浄化槽法定検査未受検者への文書指導率（100%）
 - ② 浄化槽管理者講習会の開催（年4回）
- 3 廃棄物の不法投棄・不適正処理対策の推進
 - (1) 南部地区廃棄物不法処理防止連絡協議会の開催（年1回）